



---

# 建替事業・建替配慮書に係る検討

---

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第3回）

令和7年12月23日  
環境省 環境影響評価課

# 第2回でいただいた御意見

## 電気事業連合会

- **火力リプレースの特徴として、事業規模は大型化・増加する傾向がある。また設置区域については、出水設備や放水設備等の付帯設備や、脱炭素関連設備の設置などにより既存の発電所敷地内の敷地が拡張されるケースが考えられる。技術進展により、発電効率の改善や環境設備の性能が向上し、大気汚染物質等の環境負荷は低減。総じて、大型化しつつ環境性能は向上する傾向にある。**

## 一般社団法人 日本風力発電協会

- 風力発電事業は立地が限定的であり、同じ事業で建替えていくという事業の進め方は必要不可欠。風車は大型化の傾向にあり、現状は1.5倍程度には大型化しているが、今後の正確な動向は不明。
- これまでのリプレースでは系統接続の関係から前後での出力変化はほとんどなかったが、ノンファーム型接続が主流となることで出力変化の傾向は変わると考えられる。

## 日本地熱協会

- これまでのリプレース実績は3件で、発電設備の設置場所は3事業とも既存発電所の敷地内。うち1件の出力は増大しているが、蒸気、熱水量は変更せず発電方式を変更したもの。発電方式を変更するケースでは20%程度かそれ以上の出力増加が想定される場合もある。
- アセス法施行前の発電所については、地元や自治体の協定に基づく項目を継続して測定している。建替の場合は周辺環境の大きな変化は想定しておらず、発電設備の配置も大きな移動はないが、井戸位置が大きく変わる際は設備が移動する可能性がある。

# 第2回でいただいた御意見

## 公益財団法人 日本自然保護協会

- 建替配慮書では、新たな土地改变が大きい場合は全項目の検討が必要と考えられるが、**火力・地熱発電所は位置変更が少なく、自然環境項目は絞り込み可能ではないか。** 絞り込み後は稼働後のモニタリング結果を記載することが重要。風力発電所は鳥類・植物への影響があるため**長期モニタリングが必須**だが、十分なデータが得られるか注視が必要。

## 公益財団法人 日本野鳥の会

- 基本的には**建替え前後の影響比較調査が実施できるようにする必要がある**と考える。（風力発電事業について、）特に事前のアセスを実施していない事業は、既存風車撤去後の新設までの間に風車が建っていない期間での調査をする必要があると思う。

## 一般社団法人 日本環境アセスメント協会

- **既存工作物の設置区域について、火力や地熱は敷地が比較的明確と認識しているが、風力発電の場合は敷地の概念が明確でなく、事業ごとに異なることも想定されるため、建替え前の設置地域の定義を明確にする**というのが大事。風力発電事業における搬入路、火力発電事業における敷地外の施設等の考え方も整理しておくことが望ましい。
- 環境保全のための配慮の内容等の記載内容について、現行事業の環境影響の程度を明らかにするための記載内容や考え方をできるだけ具体的にガイドライン等で明らかにするということが必要。

## 検討委員

- 既に立地している事業を適正化するというのが建替配慮書の趣旨であるので、建替配慮書手続を経たとしても通常の方法書手続は実施され、細かい環境影響を確認するのは方法書以降ではないか。
- 建替配慮書の記載内容をガイドライン等で明らかにすることが重要であることに賛同。事業者としてアピールできる内容があれば書き込める、などということ認識しており、たとえば**地域貢献**に関する等について追記するなどに賛同。

# 建替事業の要件を定める考え方について

# 建替配慮書に係る規定



- 建替配慮書に関する規定の施行に向けては、**建替事業の適用要件（距離及び規模の比）**を定める必要がある。（政令で定めるもの）
- また、建替配慮書は「事業実施想定区域及びその周囲の概況」及び「調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」に代えて、「**事業実施想定区域**」及び「**当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容**」を記載することとしたところ、**具体的な記載内容**を検討する必要がある。（「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」及び主務省令で定めるもの）

## ○改正後の環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

### （配慮書の作成等）

#### 第三条の三（略）

2 既存工作物（第二条第二項第一号イからヘまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であって現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

- 一 事業実施想定区域
- 二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

#### 3（略）

| 記載事項 | 配慮書  | 建替配慮書                           |
|------|--|---------------------------------|
| ①    | 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |                                 |
| ②    | 第一種事業の目的及び内容   |                                 |
| ③    | 事業実施想定区域及びその周囲の概況                                      | <b>事業実施想定区域</b>                 |
| ④    | 計画段階配慮事項ごとに<br>調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの                   | <b>当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容</b> |
| ⑤    | その他環境省令で定める事項  |                                 |

# 「既存工作物が設置されている区域」について

- 改正法において、「既存工作物」とは**法が対象としている事業種に係る工作物**であることから、火力発電事業／風力発電事業／地熱発電事業における既存工作物は**「事業用電気工作物であって発電用のもの」**である。

○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

第二条第2項第1号（略）

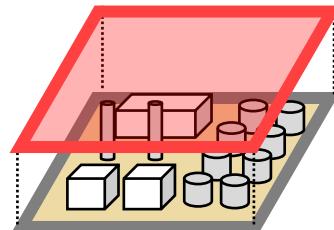
ホ 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条に規定する**事業用電気工作物であって発電用のもの**の設置又は変更の工事の事業

- 他方、ガスタンクや、貯水池、アクセス道路等の付帯設備や関連施設については、**発電事業に係る環境影響評価の対象となりうる範囲**だが、これらは**「事業用電気工作物であって発電用のもの」**ではない。
- 建替配慮書手続の円滑な運用に当たっては、「既存工作物が設置されている区域」について、各事業の特徴を踏まえた明瞭な考え方を示すことが必要。**各発電事業の電気設備の技術基準（柵、塀等の設置）の運用実態を踏まえ、「既存工作物が設置されている区域」を以下のように整理してはどうか。**

## <既存工作物が設置されている区域> ※ で示した区域

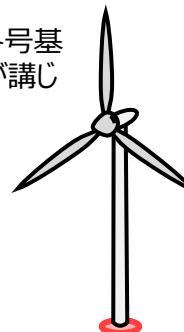
### 火力発電所 発電所敷地

火力発電事業の場合は、一般的に発電所敷地全体が柵、塀等で囲われており、敷地が明瞭であることから、当該区域を「**発電所敷地**」と整理。



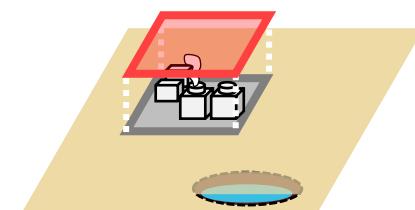
### 風力発電所 風車設置位置

風力発電事業の場合は、柵、塀等で囲われた区域は、「**風車の各号基ごとの位置**」や「**風車が建っている区域全体**」など事業ごとに様々である。風力事業に共通の考え方として、各号基において人がみだりに入らない措置が講じられていることから、当該区域を「**風車設置位置**」と整理。



### 地熱発電所 発電設備敷地

地熱発電事業は、山地での実施が多く、発電所の敷地は複雑な形である。環境影響評価法の対象となる建替事業はタービン、冷却塔等の更新事業であることから、当該区域をこれらの設備が一体的に設置されている「**発電設備敷地**」と整理。

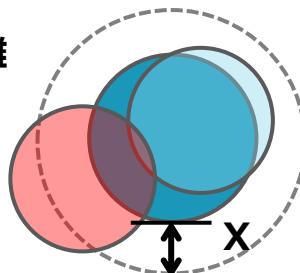


# 建替事業の要件を定める考え方（案）

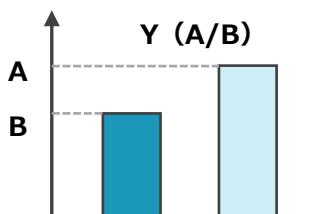
- 環境影響評価法では**発電事業の規模要件として出力が設定されていること**から、火力発電事業/風力発電事業/地熱発電事業における「規模に係る数値」は出力が該当する。
- 建替事業の要件を定めるに当たっては、既存の環境情報を活用することで配慮書手続を合理化できる程度に建替え前後の事業が類似していることを踏まえる必要がある。
- 建替事業の要件のうち、**政令で定める距離**については、**軽微変更要件**（次頁参照）を参考としてはどうか。
- **規模の比**については、**技術進展も踏まえ、各事業種の評価書に基づく建替え前後の環境負荷の変化**を踏まえた検討を行ってはどうか。

## 政令で定める数値

### ①距離



### ②規模



## 考え方（案）

### ①距離

軽微変更要件のうち、距離に関するものを参考としてはどうか。

### ②規模

環境負荷（建替え前）

環境負荷（建替え後）

実績等  
建替え前の事業

実績等  
建替え後の事業

出力（建替え前）

出力（建替え後）

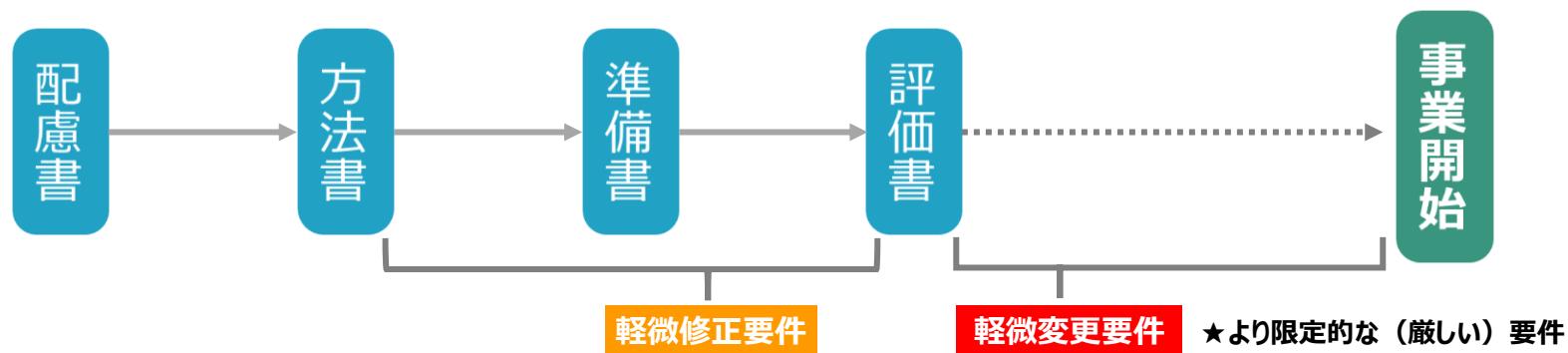
類似の確認

数値の比較

# 軽微変更要件について

- 環境影響評価法では、評価書の公告後に対象事業の内容を変更する場合に、その変更が政令で定める軽微な変更（以下「軽微変更要件」という。）に該当する場合に限り、方法書からの手続を再度行う必要はないとしている。
- 軽微変更要件では、事業の諸元のうち、変更することによって環境影響が相当な程度を超えて増加する恐れがあるもの（例：事業実施想定区域や出力）について、これまで~~ってきた環境影響評価手続の意味を損ねるほどには大きな環境影響の増加を生じない範囲での事業の内容の変更~~を定めている。
- 改正法における建替事業は、その趣旨を踏まえると、既存事業の環境監視結果等を新設工作物の設置事業に活用して配慮書手続を合理化できる程度に建替え前後の工作物に係る設置場所や規模が類似している必要があるため、建替えの要件の検討に当たっては、軽微変更要件の活用が可能と考えられる。

※法では、方法書から評価書までの間に事業内容を修正する場合に、その修正が政令で定める軽微な修正（以下「軽微修正要件」という。）に該当する場合に限り、方法書からの手続を再度行う必要ないとされている要件も定められているが、評価書公告後に事業内容を変更することは原則として想定されていないことから、軽微変更要件は軽微修正要件と比較して限定的なものとなっている。



この範囲を超えた修正・変更が発生した場合には方法書からの再手続が必要

（対象事業の実施の制限）

第三十一条（略）

2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更に該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3・4（略）

# 各建替事業の特徴（火力発電事業）①

- 火力発電の建替実績（※）では、発電設備の位置の変化について3パターンに分類され、以下の（1）及び（2）で約9割を占める。（グラフ1、参考資料6-1参照）

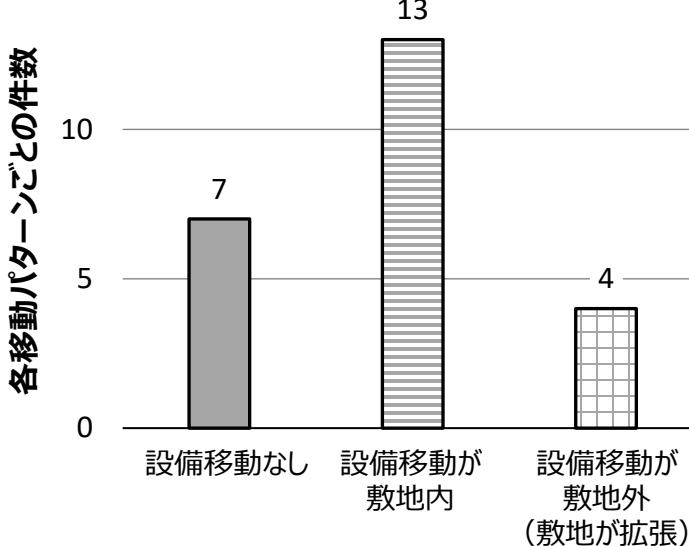
**（1）発電設備の位置が変わらないもの。**

**（2）発電設備の位置が敷地内で移動するもの。**

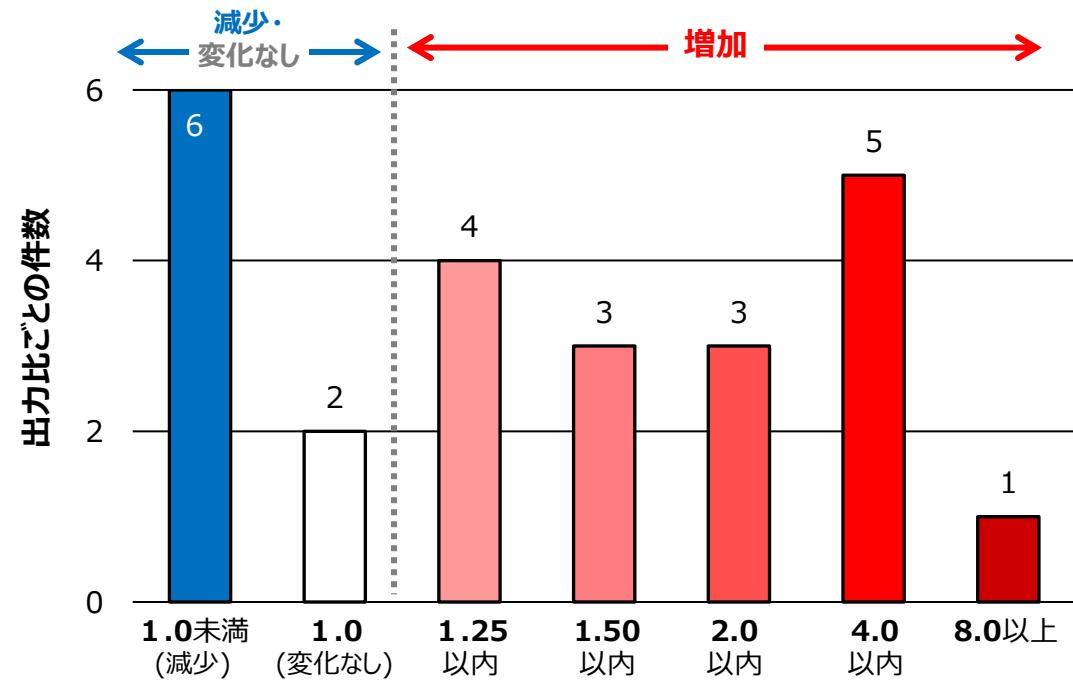
**（3）発電設備の位置が敷地外に移動するもの（敷地が拡張するもの）。**

- 建替え前後の出力変化は、**6割以上が建替え後に増加**した。（グラフ2）

（※）環境影響評価法に基づく手続を実施した火力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した24件。



グラフ1：移動のパターン（火力）



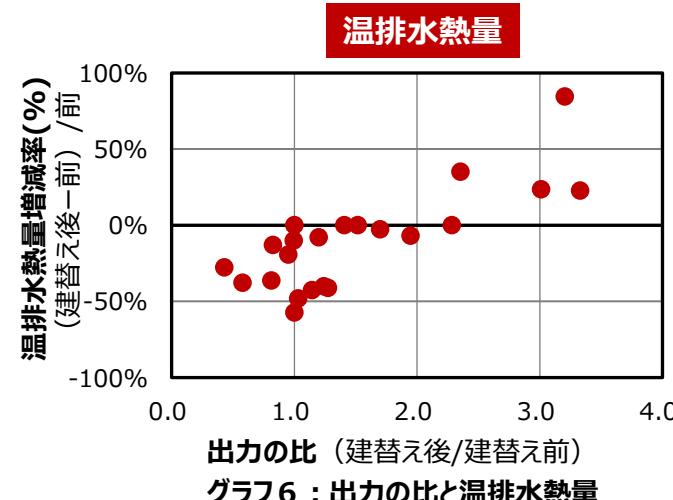
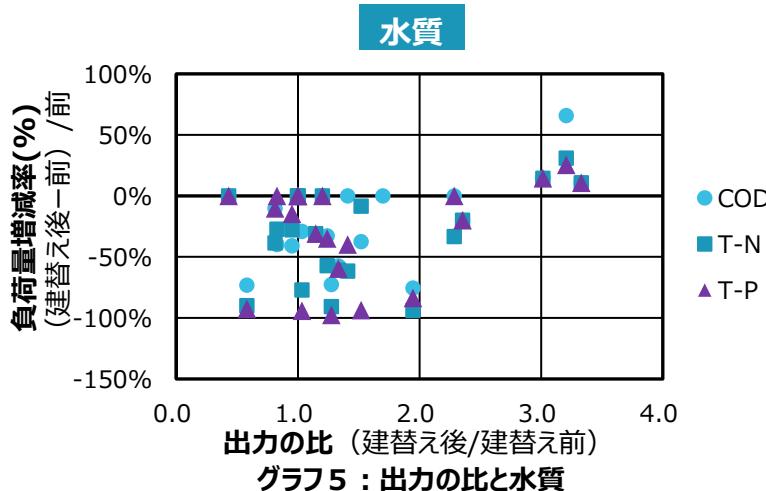
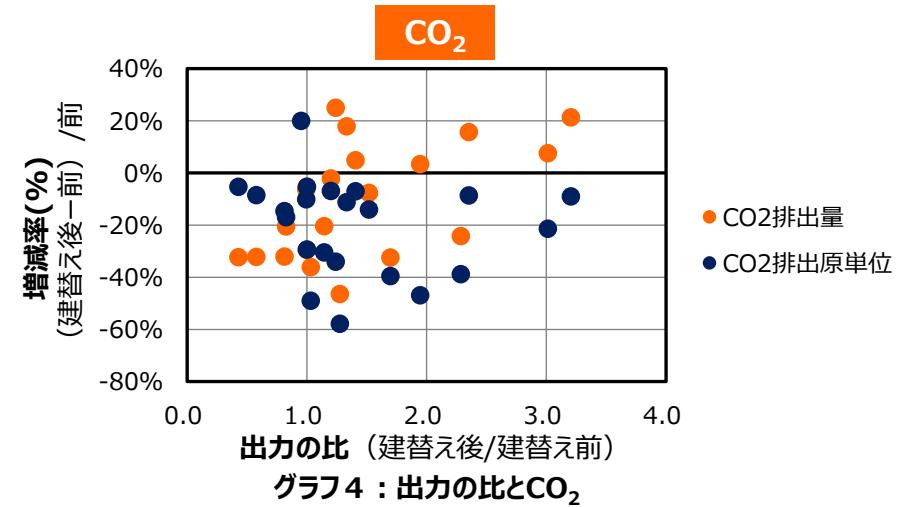
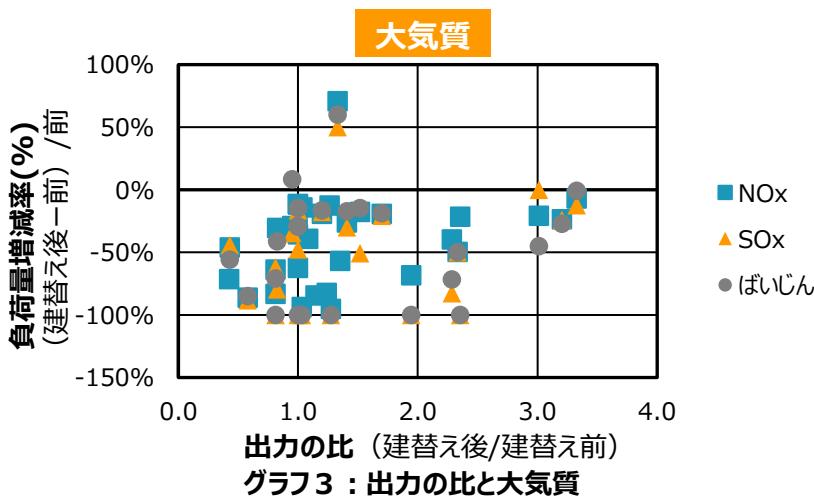
建替え前後の出力比（＝規模に係る数値の比）

グラフ2：建替え前後の出力比の頻度分布（火力）

# 各建替事業の特徴（火力発電事業）②

- 火力発電事業の建替え前後の環境負荷（大気質、水質、CO<sub>2</sub>、温排水）と建替え前後の出力比の関係は、以下のグラフのとおり。

建替え前後の環境負荷の変化（火力発電）



# 火力発電事業の建替要件の考え方（案）

## （距離について）

- 軽微変更要件を参考にしてはどうか。なお、これまでの実績としては、火力発電事業の建替えの多くは発電所敷地内で実施されている。

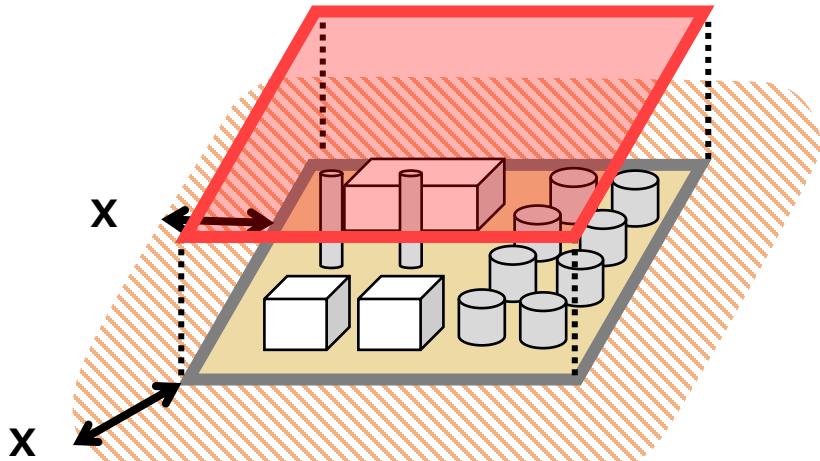
### 火力発電事業における距離に係る軽微変更要件

変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

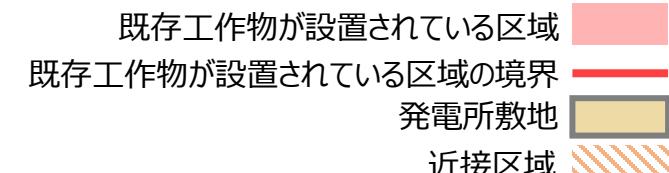
## （規模に係る数値の比について）

- 出力比については、出力の増加が大きくなるほど各種環境負荷が大きくなる傾向がみられた。概ね大気質、水質、温排水熱量が建替え前から大幅に変化していないことが確認される値を参考にできるのではないか。

上記考え方を踏まえると、火力発電事業に係る区域・建替要件（案）として、例えば以下が考えられる。



- ・既存工作物が設置されている区域  
→ **既存の発電所敷地**
- ・政令で定める距離Xの案 → **300 m**
- ・政令で定める規模に関する比Yの案 → **2.0**

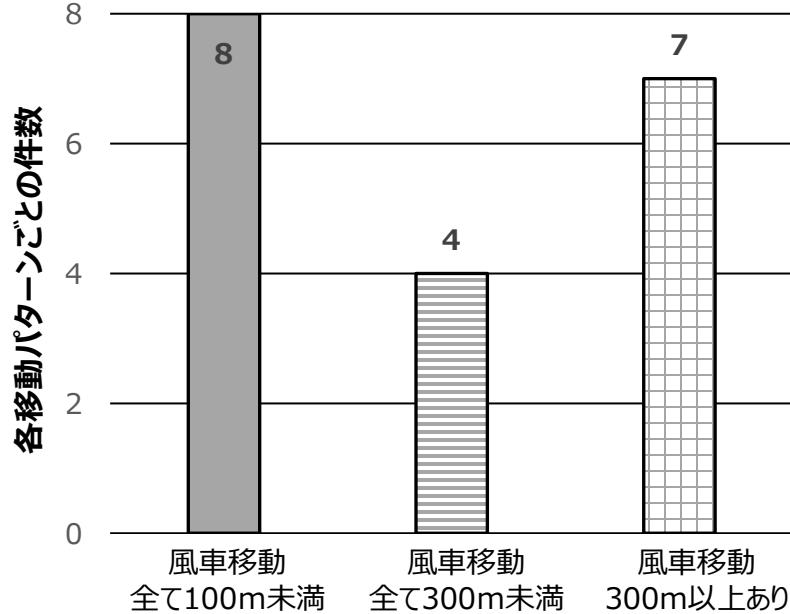


# 各建替事業の特徴（風力発電事業）①

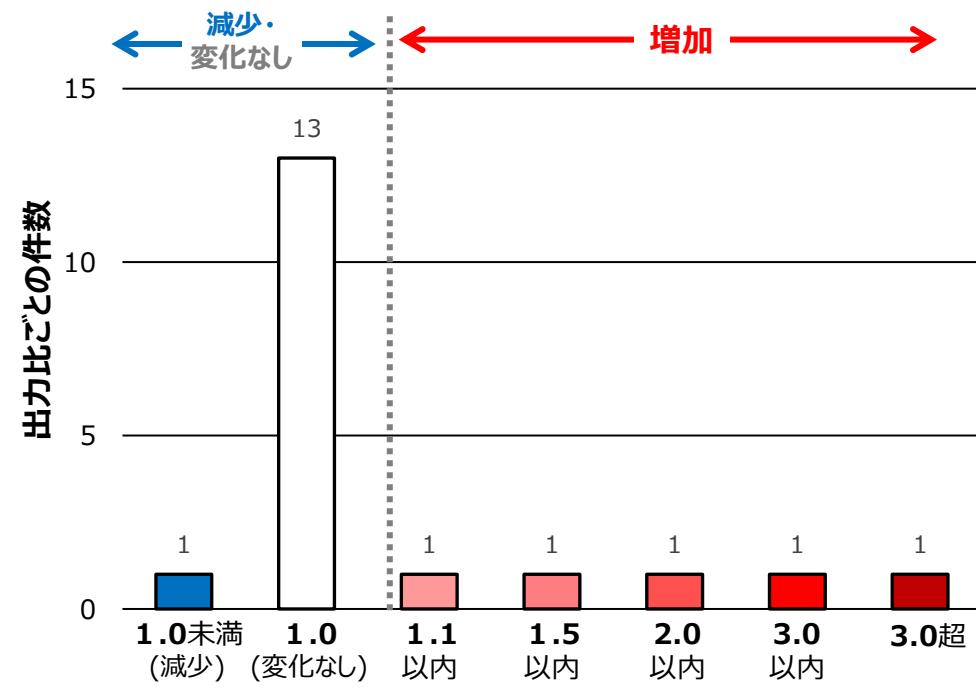
- 風力発電の建替実績（※）では、発電設備の位置変化について以下の3パターンに分類され、以下の（1）及び（2）が6割以上を占める。（グラフ7、参考資料6－2も参照）
  - （1）風車位置の移動が全て100m未満のもの。
  - （2）風車位置の移動が全て300m未満のもの。
  - （3）300m以上の風車位置の移動があるもの。

- 建替え前後の出力変化については、約7割は増減がなかった。（グラフ8）

（※）環境影響評価法に基づく手続を実施した風力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した19件。



グラフ7：移動のパターン（風力）

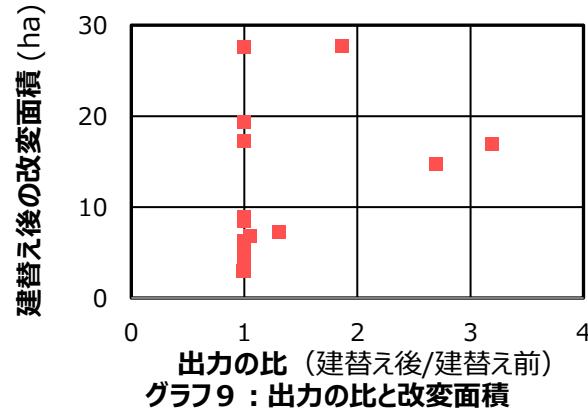


グラフ8：建替え前後の出力比頻度分布

## 各建替事業の特徴（風力発電事業）②

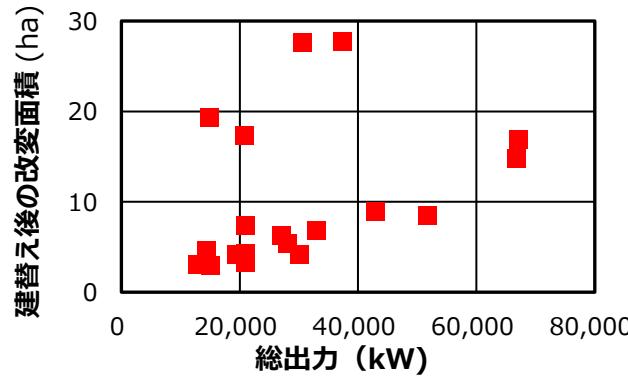
- 風力発電事業の建替え前後で比較できる定量的な環境負荷として改変面積・切盛量が挙げられるが、改変面積・切盛量ともに出力比との明確な関係は見られなかった。
- 風力発電事業は多くの場合、鳥類等への影響が懸念されるところ、建替え前後の鳥類等への影響の定量化は困難であった。

出力比と建替え後の土工量（風力発電）

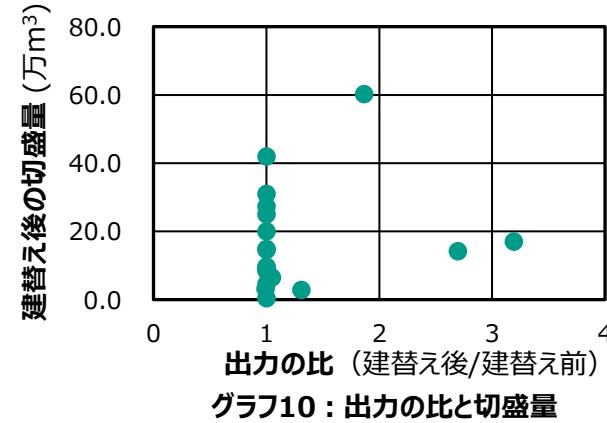


グラフ9：出力の比と改変面積

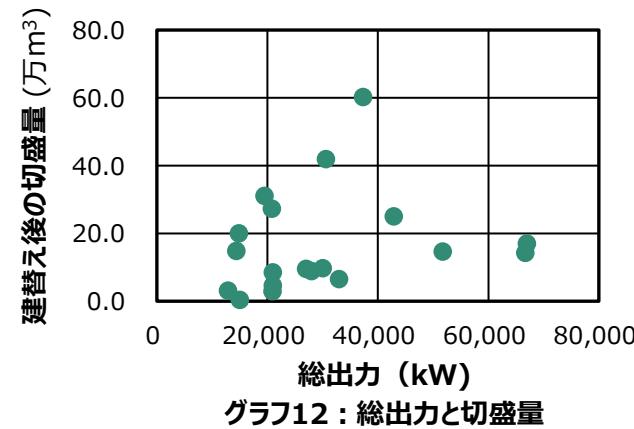
参考：総出力と建替え後の土工量（風力発電）



グラフ11：総出力と改変面積



グラフ10：出力の比と切盛量



グラフ12：総出力と切盛量

# 風力発電事業の建替要件の考え方（案）

## （距離について）

- 軽微変更要件を参考にしてはどうか。なお、これまでの実績としては、風力発電事業の建替えの多くは、風車位置の移動は300m以内で行われている。

### 風力発電事業における距離に係る軽微変更要件

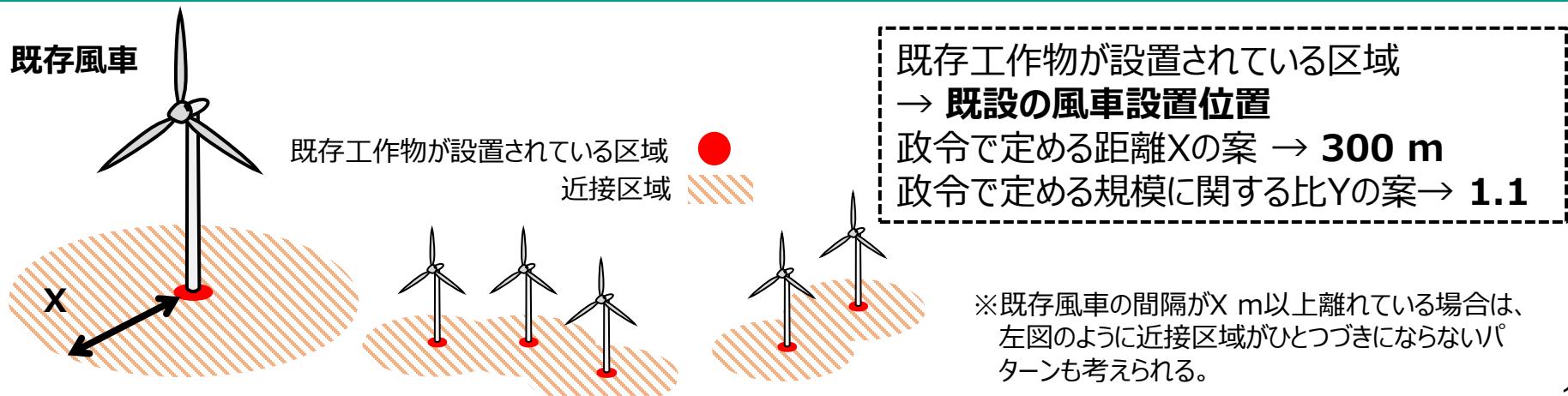
変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

## （規模に係る数値の比について）

- 風力発電事業の場合、改変面積、切盛量は出力比との明確な相関がみられず、鳥類等に対する影響と出力の比との関係性の定量化も困難であった。さらに、今後予測される風車の大型化の傾向や、非FITでの売電や系統接続の在り方の変化を踏まえると、今後の建替えの傾向は従前と大きく異なることが想定される。そのため、建替要件の検討に当たっては、規模に係る数値の比についても軽微変更要件を参考にしてはどうか。

### 風力発電事業における距離に係る軽微変更要件：発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。

上記考え方を踏まえると、風力発電事業に係る区域・建替要件（案）として、例えば以下が考えられる。



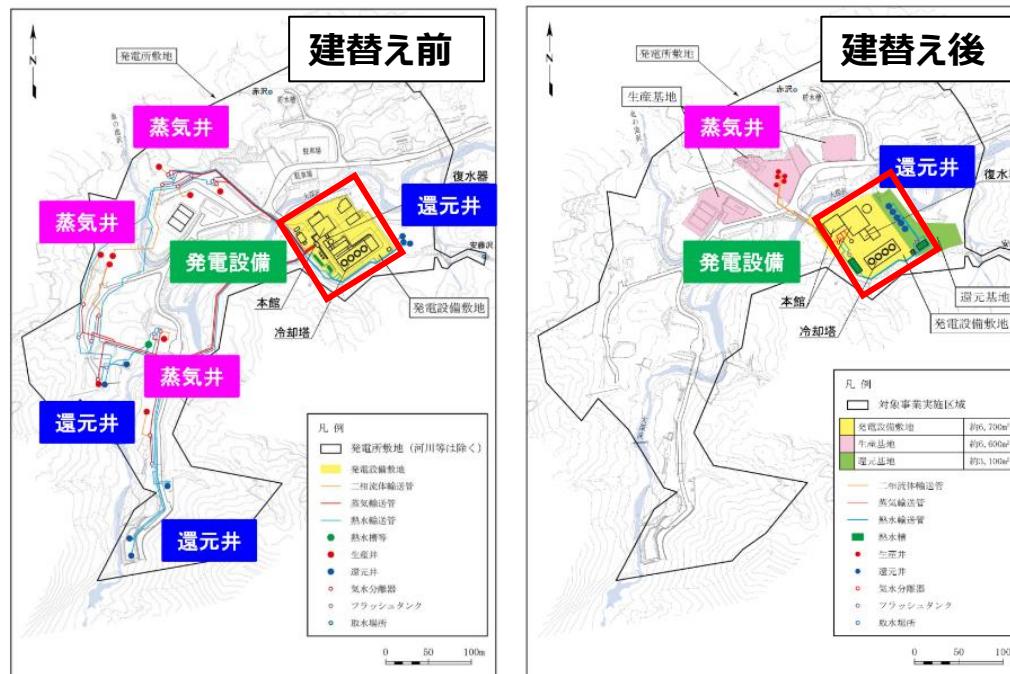
# 各建替事業の特徴（地熱発電事業）

- 建替えの実績である3件の地熱発電事業を整理すると以下のとおり。
- 特徴として、3事業とも既存の発電設備敷地内又は隣接した区域での建替えが行われている。

| 事業  | 出力の比<br>(有効数字2桁) | 発電設備設置のための敷地拡張 | 100m以上の蒸気井の移動 | 100m以上の還元井の移動 | その他                                      |
|-----|------------------|----------------|---------------|---------------|--|
| A事業 | 1.2              | なし             | なし            | なし            | ・搬入路の新設あり。<br>・発電方式の変更により、蒸気量は変わらず出力は増加。 |
| B事業 | 1.0              | なし             | あり            | あり            |  |
| C事業 | 0.64             | なし             | なし            | なし            |  |

## A事業の建替え位置

第2回検討会 日本地熱協会資料  
(参考資料6-3) より



# 地熱発電事業の建替要件の考え方（案）

## （距離について）

- 軽微変更要件を参考にしてはどうか。なお、これまでの実績としては、地熱発電事業の建替えは発電設備敷地内又はその隣接区域で実施されている。

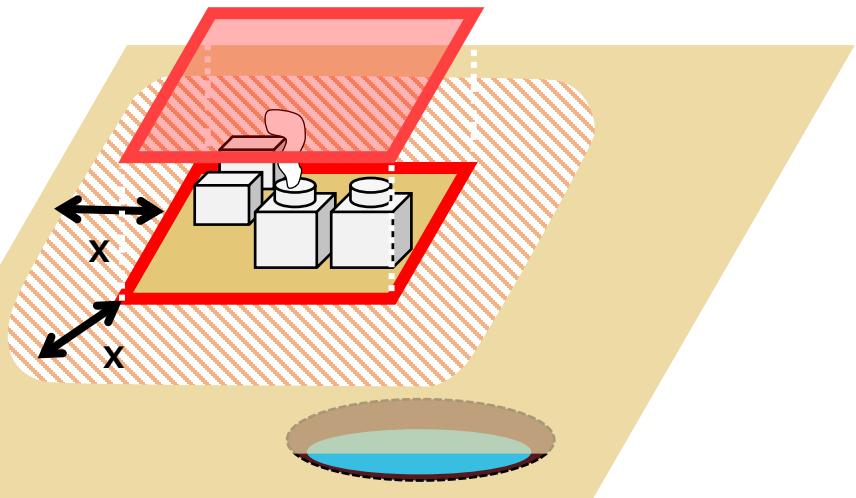
### 地熱発電事業における距離に係る軽微変更要件

変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

## （規模に係る数値の比について）

- 数値については、実績が少ない一方で、技術革新により、発電方式の変更により環境負荷が変化しない（蒸気量が変化しない）場合でも出力が増加するケース（日本地熱協会ヒアリング結果より、シングルフラッシュからダブルフラッシュへの発電方式の変更により約20%の出力増加が見込まれること等）が想定されることから、そのようなケースを対象とできる数値とするのはどうか。

上記考え方を踏まえると、地熱発電事業に係る区域・建替要件（案）として、例えば以下が考えられる。



既存工作物が設置されている区域  
→ 既存の発電設備敷地

※タービン建屋、冷却塔等が設置されている区域

政令で定める距離Xの案 → 300 m

政令で定める規模に関する比Yの案 → 1.3

既存工作物が設置されている区域

既存工作物が設置されている区域の境界

用地

近接区域

---

## **建替配慮書の記載内容について**

---

# 配慮書の記載内容（通常の事業の場合）

- 環境省が定める「**環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項**」に基づき定められる主務省令（※）等を踏まえ、配慮書は作成されている。
- 一般的な発電所の配慮書の記載内容は以下のとおり。なお具体的な計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価については、事業種・地域特性に応じて実施されている。

## 第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

## 第2章 第一種事業の目的及び内容

### 2-1 第一種事業の目的

### 2-2 第一種事業の内容

- (1) 第一種事業の名称
- (2) 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積
- (3) 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項
- (4) 第一種事業により設置又は変更される発電所の原動力の種類

- (5) 第一種事業により設置又は変更される発電所の出力
- (6) 第一種事業により設置又は変更される発電所の設備の配置計画の概要
- (7) 第一種事業に係る工事の実施に係る期間および工程計画の概要
- (8) その他の事項

## 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

### 3-1 自然的状況

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況
- (3) 土壤及び地盤の状況
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (7) 一般環境中の放射性物質の状況

### 3-2 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備状況
- (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (8) その他第一種事業に関する事項

## 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

- (1) 計画段階配慮事項の選定の結果
- (2) 調査、予測及び評価の手法
- (3) 調査、予測及び評価の結果
- (4) 総合的な評価

### 計画段階配慮事項の例

- 火力発電**：大気質（窒素酸化物）、景観  
**風力発電**：騒音及び超低周波音、風車の影、動物（陸域）、植物、生態系、景観  
**地熱発電**：動物、植物、生態系、景観

（※）**発電事業**の場合、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（通称「発電所アクセス省令」）により示されている。

## 第5章 その他

# 建替配慮書の記載事項

- 建替配慮書では、通常の配慮書と大きく異なり、「**当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容**」を記載することとしている。
- 「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」は、既に実施されている建替え前の事業において、既存工作物による環境への影響に関して実施した事後調査や環境監視の結果等を有効活用することで、**既存事業の環境影響を踏まえた具体的な環境配慮を整理することができる**と考えられる。
- 火力発電、風力発電、地熱発電に関して、既に実施している事業についてはそれぞれの事業の特徴に応じた事後調査や環境監視が実施されることが一般的である。

## 〈配慮書と建替配慮書の記載内容〉

| 記載事項 | 配慮書  | 建替配慮書                           |
|------|--|---------------------------------|
| ①    | 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |                                 |
| ②    | 第一種事業の目的及び内容   |                                 |
| ③    | 事業実施想定区域及びその周囲の概況                                      | <b>事業実施想定区域</b>                 |
| ④    | 計画段階配慮事項ごとに<br>調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの                   | <b>当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容</b> |
| ⑤    | その他環境省令で定める事項  |                                 |

## 〈発電事業において一般的に行われる事後調査や環境監視の内容〉

**火力発電所** 地元自治体との環境保全協定等により、大気等の環境監視が行われることが多い。

**風力発電所** 鳥類への影響等についての事後調査が行われることが多い。

**地熱発電所** 温泉モニタリングを含む定期的な環境監視が行われることが多い。

# 建替配慮書の記載内容（案）

- 建替配慮書の記載内容について、一般的な発電事業の配慮書の記載内容との差異やポイントをより具体的にすると以下の表のとおりと考えられる。
- 第1章、第2章は記載する項目は従前の配慮書と同じだが、建替え前の事業との比較情報が必要。
- 建替配慮書では「事業実施想定区域及びその周囲の概況」に代えて「事業実施想定区域」を記載することとなった。

|     | 配慮書                                   |   | 建替配慮書                                 |   |
|-----|---------------------------------------|---|---------------------------------------|---|
|     | 項目                                    | 内容  | 項目                                    | 内容  |
| 第1章 | 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の住所地 | 事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名、主たる事業所の住所地   | 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の住所地 | 従前の配慮書から特段の差異なし。  |
| 第2章 | 第一種事業の目的及び内容                          | 2-1 第一種事業の目的<br>2-2 第一種事業の内容<br>(名称、実施が想定される区域及びその面積、事業により設置又は変更される発電所の原動力の種類、出力、設備の配置計画の概要、工事の実施に係る期間及び工程計画の概要等) | 第一種事業の目的及び内容                          | 従前の配慮書の記載事項に加え、建替え前の事業の状況、建替えの方針(※)、基本的な工事手順、建替え前後の出力等を追記。<br>※建替え前の既存工作物が設置されている区域及び必要に応じて近接区域並びに建替え後に設置しようとする工作物の位置を記載<br>(建替配慮書要件に該当することの確認に必要な事項を追記)。 |
| 第3章 | 事業実施想定区域及びその周囲の概況                     | 3-1 自然的状況<br>.....<br>3-2 社会的状況<br>.....  | <b>事業実施想定区域</b>                       | 従前の配慮書の記載事項は <b>不要</b> 。事業実施想定区域のみ記載。   |

# 建替配慮書の記載内容（案）

- 建替配慮書では「計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に代えて「当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容」（以下「配慮の内容」という。）を記載することになった。
- 配慮の内容においては、法第三条の三で「第一種事業を実施しようとする者は、**計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、（略）計画段階環境配慮書を作成しなければならない**」とされていることから、計画段階配慮事項についての検討を行った結果として、環境負荷が生じる要素に関し、**事業に係る計画段階配慮事項の選定と、それに係る配慮のための内容**を記載する。

|     | 配慮書                              |  | 建替配慮書                           |   |
|-----|----------------------------------|--|---------------------------------|---|
|     | 項目                               | 内容   | 項目                              | 内容  |
| 第4章 | 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 | (1) 計画段階配慮事項の選定の結果<br>(2) 調査、予測及び評価の手法<br>(3) 調査、予測及び評価の結果<br>(4) 総合的な評価 | <b>当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容</b> | 建替え前の発電所事業における影響の有無や程度等を踏まえ、環境負荷が生じる環境要素に関し、配慮事項を選定した上で、建替え後の事業において実施する環境の保全のための配慮の内容を記載。<br>(1) 建替え前の事業に係る環境負荷の状況<br>(2) 計画段階配慮事項の選定の結果<br>(3) 計画段階配慮事項に係る環境の保全のための配慮の内容 |
| 第5章 | その他                              |  | その他                             | 従前の配慮書から特段の差異なし。  |

# 建替配慮書手続に係る指針等（基本的事項）

- 環境影響評価法の対象事業は多岐にわたり、事業種ごとに特性を有していることから、法では環境影響評価の手続を主として定め、環境影響評価を行うに際しての具体的な内容に関する基準や指針は、「**環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項**」（以下「**基本的事項**」という。）を踏まえて事業種ごとに主務大臣が定める「**主務省令**」に規定されている。
- 基本的事項は、主務省令で定める基準・指針が、一定の水準を保ちつつ適切な内容が定められるよう、**全ての事業種に共通する基本となる考え方**を環境大臣が示したものである。
- 建替配慮書に記載すべき事項については、**基本的事項の改正及びそれを受けた主務省令の改正**により位置付けられる。

## 〈基本的事項の構成〉

配慮書  
関係

第一 **計画段階配慮事項等選定指針**に関する基本的事項

第二 **計画段階意見聴取指針**に関する基本的事項

第三 **判定基準**に関する基本的事項

第四 **環境影響評価項目等選定指針**に関する基本的事項

第五 **環境保全措置指針**に関する基本的事項

第六 **報告書作成指針**に関する基本的事項

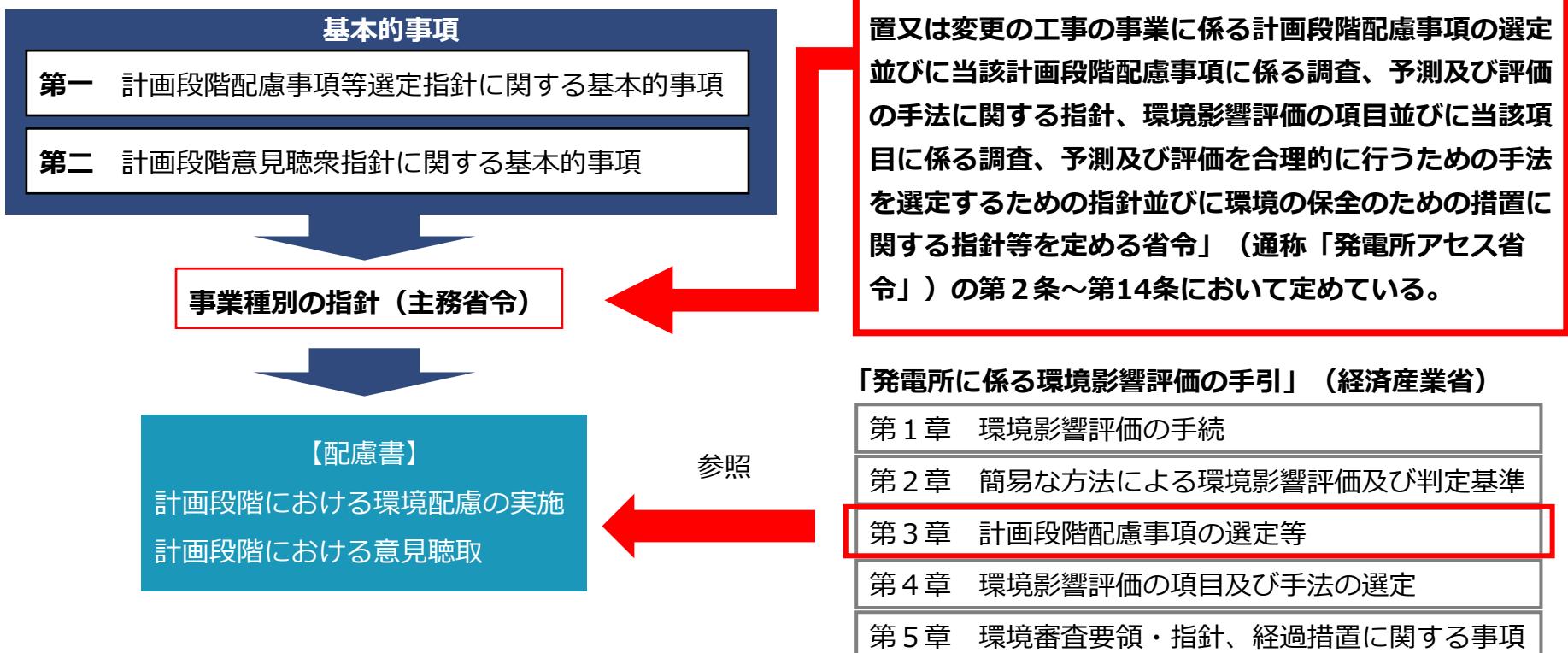
建替配慮書手続に係る  
指針等を基本的事項の  
第一において新たに規定。

# 発電所に係る建替配慮書手続に係る指針等（主務省令と手引）



- 発電事業に係る配慮書手続に係る指針等については、主務省令である「発電所アセス省令」（経済産業省令）に定められている。また、当該省令の内容等について解説した「**発電所に係る環境影響評価の手引**」（以下「手引」という。）により、環境影響評価のより詳細な手順が示されている。
- 建替配慮書手続に係る指針等については、基本的事項に加え、発電所アセス省令や手引も見据えて、盛り込むべき内容について議論を深めていく必要がある。

## ＜配慮書手続の指針等に係る法令等の関係＞



# 制度運用に当たり整理が必要な事項について

- 法改正の趣旨を踏まえた適切な建替配慮書手続が実施されるために、建替配慮書に記載すべき事項の考え方については、基本的事項の改正や、それを受けた主務省令の改正が必要である。
- また、建替配慮書制度の円滑な運用のためには事業者や審査関係者に向け、法解釈やより具体的な内容について通知・通達、「手引」等により整理する必要がある。

## <建替配慮書制度の運用に当たり整理が必要な事項>

- ① 「既存工作物の設置されている区域」の解釈
- ② 規模の比の算出に係る発電所出力の考え方
- ③ リプレースガイドラインとの関係性
- ④ 建替配慮書において活用可能なデータの考え方
- ⑤ 計画段階配慮事項を選定する際の考え方
- ⑥ 「環境の保全のための配慮の内容」の記載内容
- ⑦ 既存事業がアセス対象外であった等により、既存事業の工事・稼働に関する事後調査等の明確なデータがない場合の考え方
- ⑧ 建替配慮書における検討内容を、方法書以降に活用するための考え方

